農業委員会総会議事録

（令和８年７月８日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年７月８日（水）午後３時００分

場所　熊本市中央区手取本町１番１号　熊本市役所議会棟２階予算決算委員会室

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時００分　開会

事務局　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数２４名全員出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

大変暑くなりまして、梅雨も上がったようでございます。本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

近年は猛暑や線状降水帯発生など気象条件の変化が激しく、農業経営に影響を及ぼしています。皆さん、農作業中の熱中症対策はもちろんのこと、農地や農業用施設の適切な管理についても十分ご留意していただきたいと思います。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農用地利用集積促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には１１番の田中友博委員と１２番の森山哲也委員を、書記に事務局の鳥井万里参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第８号議案、農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出までの８件でございます。

議案の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議案書１３ページ、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請の１０番でございます。申請取下げのため、斜線で削除をお願いいたします。

以上です。

議　　長　　初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請３５件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番から７番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を栽培する専業農家で、申請地にはニンニク、タマネギを作付する計画です。

２番は、経営拡張のための賃借権を設定する申請です。借受人は主にピーマンを栽培する認定農家で、申請地にはピーマンを作付する計画です。

３番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は酪農家で、申請地にはイタリアンを作付する計画です。

４番から６番までは、子へ贈与のための持分移転の申請です。譲受人は元酪農家の子供で、申請地にはイタリアンや大根などの野菜を作付する計画です。申請人には、地区委員会においでいただき、営農計画について確認しました。農業機械等は所有されており、イタリアンについては申請人が作付を行い、刈り取りのみを畜産農家に委託する計画です。また、大根等の作物は農家であった母と共に地元の農協から営農指導を受ける計画とのことで、問題はないと判断しました。

７番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は兼業農家で、申請地には柿、桃、ビワ、トマト、ナスを作付する計画です。申請地は再生困難な農地と判断した農地ですが、耕作する旨の誓約書が提出されております。譲受人が所有する他の農地の耕作状況も確認しており、問題ないと判断いたしました。

以上７件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果

でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、８番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

８番から１４番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

８番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている兼業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

９番から１１番は関連で、新規就農のための所有権移転の申請です。申請地にはミカン、タマネギを作付される計画です。譲受人には先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取りを行った結果、何ら問題ないと判断いたしました。

１２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

１３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲、麦を作付される計画です。

１４番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上７件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるということの協議

結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から１４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１５番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。
１５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１５番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地には引き続き、ミカンを作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１６番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。
１６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１６番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１７番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。
１７番と１８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１７番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。
１８番は、子へ贈与に伴う所有権移転の申請です。譲受人は、メロンを栽培されている専業農家で、申請地には許可後、メロンを作付される計画です。

以上２件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１７番、１８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１９番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。
１９番から２１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。
１９番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、自家消費用の大根、白菜等の露地野菜を作付される計画です。譲受人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行いました。今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。
２０番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を栽培されており、許可後は申請地にて水稲を作付される計画です。
２１番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されており、許可後は申請地にて水稲を作付される計画です。
以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１９番から２１番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、２２番。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。
２２番から２３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２２番と２３番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営む法人で、申請地には牧草を栽培される計画です。なお、農地所有適格法人の要件については全ての要件を満たしており、問題ないことを確認済みです。
以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２２番から２３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２４番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

２４番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２４番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人はスイカを栽培している専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま２４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２５番。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

２５番から３５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２５番は、経営拡張のため使用貸借権を設定する申請です。借受人は、水稲、ナスなどを栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

２６番は、第三者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は２５番の借受人と同じ方で、申請地には里芋を作付される計画です。

２７番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、

養豚業を営む法人で、申請地には飼料用米を作付される計画です。なお、農地所有適格法人の要件についてはすべての要件を満たしていることを確認済みです。

２８番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、栗を栽培される兼業農家で、申請地にも栗を作付される計画です。

２９番も、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は２８番の譲受人と同じ方で、申請地には栗を作付される計画です。

３０番は、経営拡張ため使用貸借権を設定される申請です。借受人はミカンを栽培される専業農家で、申請地にもミカンを作付される計画です。

３１番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、キュウリ、スイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付される計画です。

３２番も、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稲、ニンジンなどを栽培される専業農家で、申請地には飼料用米を作付される計画です。

３３番は、第三者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稲を栽培される兼業農家で、申請地には水稲、果樹を作付される計画です。

３４番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は、畜産業を営む法人で、申請地には飼料用の牧草を作付される計画です。なお、農地所有適格法人の要件については、全ての要件を満たしていることを確認済みです。

３５番は、第三者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は３４番の譲受人と同じ法人で、申請地には飼料用の牧草を作付される計画です。

以上１１件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２５番から３５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請者は養豚業を営む法人で、令和３年１月、農地法第４条の許可を受け畜舎、堆肥舎、ラグーンを建設されましたが、その後の事業拡大に伴い新たに交配舎、出荷デポなどの関連施設を建設する必要が生じたこと、及び許可を受けて建設済みの堆肥舎とラグーンについて当初の計画と異なる位置に建設されていることから、今回事業計画変更承認申請をされたものです。

なお、今回の変更では新たに農地６，０１７㎡の転用許可が必要となるため、同時に農地法第４条の許可申請が出されております。新たに申請が必要となる農地は当初許可を受けられた農地の隣接地で、農地区分は農用地区域内にある農地ですが、事前に農業用施設用地としての用途区分変更済みで、不許可の例外規定に該当しております。

土地の選定にあたっては、敷地の面積や周辺環境への影響など検討された結果、既存の施設に隣接する申請地以外に条件に合う土地がなかったことから選定されたものです。

土地利用計画については、総転用面積１５，６９９㎡と他地目を合わせた総事業面積１６，２２４㎡に、畜舎、堆肥舎、ラグーン、交配舎を建設するほか出荷デポ、駐車場、進入路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地の営農に支障をおよぼすおそれもないものと判断いたします。

なお、申請地につきましては盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、切土、盛土いずれも発生しないため申請不要であることを確認しております。

工事は令和９年５月３１日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会において現地調査を行い検討した結果、変更後の事業の必要性が認められるとともに、立地基準、一般基準ともに転用許可基準を満たしていることから申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請５件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、農家住宅及び農業用倉庫への転用許可申請ですが、現地は既に農家住宅及び農業用倉庫として利用されています。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置されているもの」に該当すると判断されます。

現在の利用状況は、転用面積が８０５㎡に木造平屋建ての農家住宅１棟と農業用倉庫２棟が建設されており、転用面積としては適正なものと判断されます。

給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。また、開発許可及び盛土規制法についてはいずれも対象外であることを開発指導課に確認しております。

なお、今回、相続に備えて資産の見直しをされている過程で、農地法の許可を受けずに当該地に農家住宅等を建築していたことが判明したため、今後はこのようなことがないよう、農地法を遵守するとの始末書も添付されております。

以上１件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。

２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、同集落に居住する者が集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。申請人も、同地区内に居住されております。土地の選定に当たっては周辺に代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されています。

土地利用計画は、申請地に支柱置場、コンテナ置場及び車両置場として利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土

は行わないとのことです。

なお、申請地は既に埋立てされており、転用の手続を怠っていたことを反省する旨の始末書の添付がされております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、３番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

３番から４番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

３番は、通路及び庭へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。なお、申請人の実家が申請地に隣接して建築されておりましたが道路との高低差があったため、申請地を実家と農地の通路として使用しておりました。その際、農地転用許可を受けておらず、申請人からは、今後このようなことがないよう注意する旨の始末書が提出されております。

また、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、工事は行われないため規制の対象外であることを確認しております。

４番は、個人が所有する農地を貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で

代替地を検討されましたが他に適当な土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地５１８㎡に２４台分の貸駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。しかし、先日の地区委員会での現地調査の際に、申請地の中央に埋設する東側農地への給水管の設置方法及び接道となる里道の利用確認が不明確であったため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

以上、４番を除く１件につきましては、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま３番と４番について地元委員よりご報告がございましたが、３番は許可、４番は継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、３番は許可、４番は継続審議とすることに決定いたします。

次は、５番。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

５番は第２号議案でご承認いただいた事業計画変更承認申請の中で、新たに転用許可が必要になった農地６筆、１３，６０４㎡のうち６，０１７㎡について申請されたもので、詳細につきましては先程ご説明したとおりです。

地区委員会での検討結果についても先程申し上げたとおり立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしており申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、５番は第２号議案、事業計画変更承認申請１番の関連案件と審議したものですが、転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、建設業を営む法人が所有権を取得し、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断しております。代替地の検討は行ったとのことですが、申請地以外に適当な土地がなく、交通の利便性、商業施設や医療機関など良好な環境が備わった場所にあるため、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地として３区画を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。

工事期間は、許可後から令和９年６月３０日までの予定で、開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済みで、回答書の写しが提出されております。また、許可後は速や

かに工事に着手されることも確認しております。

資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、申請地は４０年以上も前に相続した農地で、当時から既に長期間にわたり耕作は行われておらず、現在まで空き地として管理してきたとのことです。故意に無断転用として放置してきたわけではないとのことですが、深くおわびする旨の顛末書が提出されております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

２番から３番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積４８０㎡に木造平屋建て１棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題はあ

りません。
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前協議中であることを確認しております。
工事期間は令和９年８月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。
３番は、不動産業を営む法人が所有権を移転して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、市街化への傾向が著しい区域内で上水道、下水道の２種が埋設されている区域内であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療機関がある第３種農地と判断されます。
土地利用計画は、転用面積が４９５㎡に建築条件付売買予定地２区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。
資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前協議中であることを確認しております。
工事期間は、令和１０年８月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。
以上２件、先日の地区委員会での現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番、３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、４番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。

４番と５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

４番は、自動車整備工場を営む個人が、所有権を移転して駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積５６２㎡に普通自動車１５台分の駐車場、トレーラー１台分の駐車スペース及び転回スペースを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、許可不要であることを開発指導課へ確認しております。

工事期間は、令和９年７月１７日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

５番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積２４０㎡に木造平屋建１棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、許可不要であることを開発指導課へ確認しております。

工事期間は、令和８年１２月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上２件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番、５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、６番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

６番から８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

６番は、飲食店を経営する法人が所有権を移転し、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で「第２種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積１，６９８㎡に来客用５４台、従業員１０台、搬入車両及び業務用車両５台、合計６９台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等についても問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土を行わない工事であり、規制対象外であることを確認しております。

工事期間は、令和８年８月３１日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

７番と８番は関連で、農漁業を営む個人が農漁業用資材置場へ転用する許可申請です。７番は親子間の使用貸借権の設定、８番は所有権移転の申請になります。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、「第１種農地」と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して農漁業用資材置場を整備するもので、不許

可の例外に該当すると判断いたしました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積１，１８２㎡にトラクターや田植機など農機具置場と海苔網や碇などの漁業用資材置場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土は行わない工事のため、規制対象外であることを確認しております。

工事期間は、令和８年８月２０日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、申請地の一部は申請人の父が、平成１０年頃から漁業用資材置場として使用しており、今回の申請にあたり、深く反省する旨の始末書が提出されております。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま６番から８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、９番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番は個人が所有権移転し、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、同集落に居住する者が集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に塗料缶、足場等の資材、車両置場３台分として整備し、譲受人が経営する塗装会社に貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は行わないことを確認しております。

工事期間は許可日から令和８年９月３０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１１番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１１番は、使用賃借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、熊本西環状道路インターチェンジからおおむね３００ｍ以内にある農地で、第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地４８４㎡に木造平屋建て住宅１棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

資金計画、給排水計画等に問題は無く、周囲の状況、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われます。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査回答済みです。

工事期間は、令和８年１２月３１日完了予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第５号及び第６号議案でございます。

この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第５号及び第６号議案は関連ですので、併せて説明いたします。

まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書１５ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書１６ページの１番から１９ページの１４番までとなっており、熊本県農業公社から売渡しが３件、同じく熊本県農業公社の買入れが１１件で、面積は１４件合わせて田６３，２５４㎡、畑６，３０８㎡、合計６９，５６２㎡となっております。

次に、中間管理機構との貸借です。明細は議案書の１９ページの１５番から３５ページの１１８番までの１０４件となっており、契約期間別では６年未満が４１件、１０年以上が６３件です。面積は１０４件合わせて田２２２，９０３㎡、畑６９，５１１㎡の合計２９２，４１４㎡で、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び果樹を予定されております。

続いて第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は議案書３６ページの１番から４１ページの１８番までの１８件となっております。

なお、議案第５号及び議案第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、併せて確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第５号及び第６号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされておりますので、内容のご確認をいただき、ご意見などがございましたらお願いいたします。何かありませんでしょうか。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員承認と認めますので、提案どおり承認することに決定します。

続きまして、第７号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

１番は相続税の納税猶予継続のための証明願です。

願出人は対象農地２筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上１件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。

続きまして、第８号議案、農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書についての１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、審査基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

今回の申出は、畜産業を営む法人が事業の規模拡大および生産体制の強化のため、既存の養豚場に隣接する農地３５筆、合計５７，６０６㎡の内５２，７５９．２９㎡に、豚舎、管理棟、自家配合施設など農業用施設への転用を計画されるなかで、当該農業用施設の設置が農地法施行規則第２９条第４号、及び第５３条第４号の規定に該当するか否かの検討を申し出られたもので、当該規定に該当すると認めた場合には農地転用の許可が不要となります。

検討にあたっては、申出書の記載事項の確認、及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないかの検討を行うこととなっており、先日の地区委員会で現地調査を行っております。現地調査の結果、申出のあった農地の位置からみて集団的に存在する農地を分断するおそれはなく、転用による周辺農地の日照や通風への支障、及び農地の利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれもないものと判断いたしました。

以上のことから地区委員会で検討した結果、今回の申出については周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはなく、農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に該当するものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申出書のとおり農地法施行規則第２９条第４号及び同規則第５３条第４号の規定による農地転用許可を不要とする特例を適用することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、農地法施行規則第２９条第４号及び同規則第５３条第４号の規定による農地転用許可を不要とすることに決定いたします。

なお、この手続は熊本県知事へ意見を聞くことになっておりますので、意見を聴取することといたします。なお、熊本県知事から熊本市農業委員会の判断が適当であったか旨の回答があった場合は、申請者

へ本特例が適用される旨の通知を行い、熊本市長へ当該農業用施設を地域計画への記載について連絡することといたします。
続きまして、次第５の報告事項です。
事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
１番から９番までの合計１３０件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　次に、次第６のその他です。何かございませんでしょうか。

事務局　　令和７年度農業委員会親睦会会計報告、令和７年度熊本市地域振興農業委員協議会収支報告等、両面コピーしてある資料をお持ちください。
まず、熊本市地域振興農業委員協議会の収支報告をいたします。
収入１９２，６１７円、支出１２７，７０２円、残６４，９１５円。残６４，９１５円は次年度へ繰り越します。先月の総会時に西冨監事と葭村監事に監査をしていただき、収支は適正であったことを報告いたします。
次に、農業委員会親睦会会計報告をいたします。
収入２９５，４０１円、支出１１８，７００円、残１７６，７０１円。残１７６，７０１円は次年度へ繰り越します。こちらも６月の総会時に牧野監事と宮本監事に監査をしていただき、収支は適正であったことを報告いたします。
なお、繰越金が１７６，７０１円あります。例年、お一人３，０００円ずつ会費を徴収しておりますが、令和８年度は会費の徴収をせず、もし不足があった場合に徴収をさせていただきたいと思います。
以上、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま事務局からの説明がありましたが、このとおりでよろしいでしょうか。

一　　同　　はい。

議　　長　　ありがとうございます。

事務局　　ありがとうございます。

議　　長　　次に、次第６のその他です。何かございませんでしょうか。

事務局　　私のほうから、１枚もので令和８年度遊休農地解消対策事業についてというものがお手元にあるかと思います。

今年度から、担い手への農地集積、集約を推進するために、農地中間管理機構が事業主体となりまして、農地中間管理機構が借り受けた遊休農地に対する整理、集積などに対して、担い手へ業務委託して解消するという事業が開始されております。対象農地は、資料に記載されているように地域計画区域内で担う者が位置づけられていない農地ということになります。

対象となる経費につきましては、記載のとおり反当たり再生作業が４３，０００円、土づくりが１０，０００円となっております。交付要件につきましては、中間管理権を１０年以上設定するということと、解消事業を実施するのが該当農地の所有者でないということになっております。

今回の要望調査が出されておりまして、令和８年７月２９日までに地域の方で遊休農地を解消したいという担い手がいらっしゃる場合には農業委員会のほうにご連絡いただいて、調整していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま遊休農地解消対策ということで説明がございましたが、該当者があれば利用していただきたいと思います。

ほかに何かありませんでしょうか。

ほかにないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。
　　それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後　４時０８分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年７月８日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　田　中　友　博

署名委員　　森　山　哲　也

書　　記　　鳥　井　万　里